

令和 3 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03382

研究課題名(和文) 人権影響評価の理論及び方法論に関する研究

研究課題名(英文) Study on Theory and Methodology of Human Rights Impact Assessment

研究代表者

棟居 徳子 (Munesue, Tokuko)

早稲田大学・社会科学総合学院・教授

研究者番号：50449526

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、人権影響評価の理論及び方法論を明らかにすることを目的とするものである。研究期間中、本研究グループは、国内外の関連する文献・資料を分析し、人権影響評価の目的、主体、対象、範囲、方法について検討するとともに、国際機関や海外の国内人権機関等における人権影響評価の実践例を調査した。

その研究成果は、各メンバーがそれぞれ関連する研究論文の発表や学会報告を行ったほか、国際人権法学会においてインタレストグループ報告を2回行うとともに、2020年2月に海外ゲストを招聘して開催した「ビジネスと人権」に関する国際シンポジウムで発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2001年に実施された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の日本政府報告書審査では、「人権影響評価及びその他の措置を導入すること」が規約委員会より勧奨されたが、その後も日本では人権影響評価の導入が進んでいないことから、本研究では学際的・国際的アプローチにより人権影響評価の理論と方法論を検討してきた。本研究課題で明らかとなった人権影響評価の理論と方法論は、上記勧奨に日本政府が応えることの一助となるとともに、2020年に策定された「ビジネスと人権」の行動計画の実施及び評価、さらに社会保障政策や新型コロナウイルス感染症対策の評価などにも活用できると考える。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study is to clarify the theory and methodology of human rights impact assessment. During the research period, we analyzed relevant documents and materials in Japan and overseas, examined the purpose, subject, scope, and method of human rights impact assessment, and investigated practical examples of human rights impact assessments at international organizations and overseas National human rights institutions.

In addition to publishing related research papers and presenting on academic conferences, we presented our research results at the International Human Rights Law Association as an interest group and we held an international symposium on business and human rights with guests from overseas in February 2020.

研究分野：国際法学

キーワード：人権影響評価 国際人権 政策評価

## 1. 研究開始当初の背景

人権影響評価に関する国際的な研究動向には、次の二つの流れがある。一つは「ビジネスと人権」に関する流れであり、もう一つは政府活動に対する評価に関する流れである。

前者については、1970年代後半に、主に途上国における多国籍企業の活動による好ましくない影響に注目が集まるようになり、こうした多国籍企業に責任ある行動を求める試みが始まった。例えば、経済協力開発機構(OECD)の「多国籍企業ガイドライン」や国際労働機関(ILO)の「多国籍企業及び社会政策に関する三者宣言」などがある。さらに、2000年には、当時の国連事務総長コフィー・アナン氏の提唱により、企業に対して人権・労働・環境に関する9原則(のちに腐敗防止が追加され10原則)を遵守し実践することを求める「グローバル・コンパクト」が発足した。そして、2005年に「人権と多国籍企業及びその他の企業の課題に関する国連事務総長特別代表」に任命されたジョン・ラギー氏が起草した「ビジネスと人権に関する指導原則」が、2011年に国連人権理事会において全会一致で承認された。こうした「ビジネスと人権」という文脈において、多国籍企業及びその他の企業の活動が人権に対し負の影響を与えていないかを評価するための方法論を開発する必要性が認識されるようになってきた。デンマーク人権機関や国際金融公社(IFC)などでは、人権影響評価の方法論の検討を行い、人権影響評価のためのガイドやツールの開発を行っている<sup>1</sup>。

後者については、1990年代に、政府が締結する貿易協定の環境及び社会への影響が認識されるようになり、その社会的環境影響評価が行われるようになった。その後、こうした貿易協定の人権影響評価も求められるようになった。2001年に国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が公表した報告書では、知的財産権に関する貿易協定の人権への影響について、主に健康権への影響に焦点を当てて分析を行っている<sup>2</sup>。また、2012年に国連食糧に関する特別報告者が、貿易及び投資協定の人権影響評価に関する指導原理を人権理事会に提出した<sup>3</sup>。さらに、最近では、貿易協定に限らず、政府による政策及び計画の策定及び実施における人権影響評価のあり方について世界銀行が検討を行っている<sup>4</sup>。その他、国連健康権に関する特別報告者らによる、貧困と健康への影響評価についての健康権に関するケーススタディもある<sup>5</sup>。

日本においては、上述した「ビジネスと人権」の文脈に関する先行研究が複数発表されており<sup>6</sup>、さらに企業の社会的責任(CSR)に人権尊重責任を組み込んだ人権CSRのガイドラインを策定する研究などがある<sup>7</sup>。一方で、政府の政策及び計画の策定及び実施の人権影響評価に関する研究はほとんどなされていない。

## 2. 研究の目的

本研究は、「人権影響評価」の理論及び方法論を明らかにすることを目的に、主に以下の3つのリサーチ・クエスチョンについて検討を行うものである。すなわち、なぜ人権影響評価が必要なのか、人権影響評価とは何か、及び実際どのように日本に人権影響評価を導入することが可能か、である。

## 3. 研究の方法

本研究は、主に次の3つの研究の枠組みで遂行される。すなわち、(1)「人権影響評価」の意義・根拠に関する研究、(2)「人権影響評価」の目的、主体、対象、範囲、方法に関する研究、(3)「人権影響評価」の実践例に関する研究、である。

(1)については、国際機関が公表している関連文書及び著作物、その他の海外研究者による先行研究を整理・分析し、「人権影響評価」の意義と根拠を明らかにする。

(2)については、「人権影響評価」と類似する他の評価、たとえば「環境影響評価」や「社会的インパクト評価」と「人権影響評価」の相違点を明らかにする。また、「評価」の意味を明らかにし、「評価」の類型化を行う。さらに、「人権影響評価」について、政府活動に関する「人

<sup>1</sup> The Danish Institute for Human Rights, 2016, Human Rights Impact Assessment: Guidance and Toolbox; The International Business Leaders Forum and the International Finance Corporation, 2010, Guide to Human Rights Impact Assessment and Management.

<sup>2</sup> UN Doc. E/CN.4/Sub.2/2001/13.

<sup>3</sup> UN Doc. A/HRC/19/59/Add.5.

<sup>4</sup> The World Bank, 2016, Study on Human Rights Impact Assessments: Review of the Literature, Differences with Other Forms of Assessments and Relevance for Development.

<sup>5</sup> Paul Hunt and Gillian MacNaughton, 2006, Impact Assessments, Poverty and Human Rights: A Case Study Using The Right to the Highest Attainable Standard of Health.

<sup>6</sup> 寺中誠(2011)「企業と人権最終報告書をめぐって」『国際人権』22号、144-147頁。

<sup>7</sup> 菅原絵美(2013)『人権CSRガイドライン 企業経営に人権を組み込むとは』社団法人部落解放・人権研究所。

権影響評価」と 企業活動に関する「人権影響評価」に分けて、各国際機関が公表している関連文書及び著作物、その他の海外研究者による先行研究を整理及び分析する。

(3)については、主に 保健分野、ジェンダー分野、「ビジネスと人権」分野の実践例について、文献研究及びヒアリング調査を通して調べ、日本への人権影響評価の導入方法を検討する。

#### 4. 研究成果

上記の研究枠組みのうち、(1)と(2)の成果については、本研究課題の代表者・分担者・協力者等で構成される「人権指標研究会」での報告や国際人権法学会での「人権指標インタレストグループ」報告、また各メンバーが個別に論文発表や学会報告を行った(「5. 主な発表論文等」を参照)。人権影響評価の意義・根拠、目的、主体、対象、範囲、方法に関しては、主に、棟居徳子・則武立樹「社会保障政策の人権影響評価に関する一考察」<sup>8</sup>を参照されたい。また、政策評価の理論、分類、課題については、山谷清志「政策学における評価理論の貢献 - 日本の評価システムから - 」<sup>9</sup>にまとめられている。

(3)に関しては、研究期間中に UN Women やデンマーク国内人権機関の担当者へのヒアリングを行ったほか、マレーシア・タイ・デンマークから「ビジネスと人権」に関する専門家を招聘し、2020年2月1日に国際人権シンポジウム「『ビジネスと人権』における国内人権機関の役割と実践」(於・早稲田大学、使用言語は英語)を開催した。本シンポジウムでは、人権指標の活用や人権影響評価を含む、各国の国内人権機関の実践についてご報告頂き、パネルディスカッションでは、3名の日本人指定討論者が日本の現状と課題について報告した。これらの成果の発表については、これまでの人権指標研究会での報告・議論や新たな研究プロジェクトの成果とも合わせて、今後図書出版の形で行うことも検討している。

---

<sup>8</sup> 棟居徳子・則武立樹(2018)「社会保障政策の人権影響評価に関する一考察」『国民医療』No.340、38-45頁。

<sup>9</sup> 山谷清志(2021)「政策学における評価理論の貢献 - 日本の評価システムから - 」『同志社政策科学研究』22巻2号、159-172頁。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 棟居徳子	4. 巻 143
2. 論文標題 健康権保障における企業の役割：『ビジネスと人権』の国際的動向を踏まえて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中小商工業研究	6. 最初と最後の頁 4-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 棟居徳子	4. 巻 3066
2. 論文標題 公衆衛生上の緊急事態における人権保障 新型コロナウイルス対策において求められること	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 44-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 棟居徳子	4. 巻 48-1
2. 論文標題 ILO暴力及びハラスメント撤廃条約（190号条約）と日本の課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 障害者問題研究	6. 最初と最後の頁 74 77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山谷清志	4. 巻 22-2
2. 論文標題 政策学における評価理論の貢献 - 日本の評価システムから -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 同志社政策科学研究	6. 最初と最後の頁 159-172
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山谷清志・韓廷ミン	4. 巻 21 (2)
2. 論文標題 比較政策学と評価ポリシー比較の課題 - 日韓比較から -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社政策科学研究	6. 最初と最後の頁 121 134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棟居徳子	4. 巻 2968
2. 論文標題 女性に対する暴力と社会保障法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 50-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tokuko Munesue	4. 巻 64-1・2
2. 論文標題 Nuclear Disaster Management and Human Rights: Lessons from the Fukushima Accident	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 大阪市立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 188-236
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棟居徳子・則武立樹	4. 巻 340
2. 論文標題 社会保障政策の人権影響評価に関する一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国民医療	6. 最初と最後の頁 38-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棟居徳子	4. 巻 46-4
2. 論文標題 障がいのある人に対する強制不妊手術と国際人権基準	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 障害者問題研究	6. 最初と最後の頁 19-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山谷清志	4. 巻 47
2. 論文標題 政策評価における「官」・「学」協働の可能性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 評価クォーターリー	6. 最初と最後の頁 2-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棟居徳子	4. 巻 748
2. 論文標題 社会保障法における「人間像」と「人権観」 - 国際人権基準からの一考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 42-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山谷清志	4. 巻 17-2
2. 論文標題 政策評価とアカウントビリティ再考 - 「18才選挙権」のインパクト -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本評価研究	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棟居徳子	4. 巻 130
2. 論文標題 社会福祉における人権観と人権保障の方法論	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 社会福祉研究	6. 最初と最後の頁 56-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山谷清志	4. 巻 19-1
2. 論文標題 参加型評価と参加型予算 - ポピュリズムと18才選挙権 -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 同志社政策科学研究	6. 最初と最後の頁 191-205
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 Tokuko Munesue
2. 発表標題 Health and Human Rights in Japan: Referring to Judicial Precedents on Discrimination on the Basis of Health Status
3. 学会等名 Law and Society Association 2020 Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Tokuko Munesue
2. 発表標題 Promotion of Tobacco Control and Human Rights: Experience from Japan
3. 学会等名 Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山谷清志
2. 発表標題 行政と評価のアカウンタビリティ 『再考』
3. 学会等名 日本評価学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Tokuko Munesue
2. 発表標題 Chronic Diseases and Human Rights: Cancer Control and Patients' Rights in Japan
3. 学会等名 Law and Society Association 2018 Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 棟居徳子
2. 発表標題 高齢者の人権と生活保護 - 社会保障政策の人権影響評価の必要性
3. 学会等名 日本地方自治学会分科会2
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山谷清志
2. 発表標題 評価におけるアカウンタビリティとマネジメントの相剋
3. 学会等名 日本評価学会春季全国大会
4. 発表年 2018年



1. 発表者名 山谷清志
2. 発表標題 政策評価をめぐる「官学連携」の意味 - 専門知識と実務能力 -
3. 学会等名 日本公共政策学会・企画委員会セッション
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山谷清志
2. 発表標題 評価制度の断片化によるアカウントビリティの散逸
3. 学会等名 日本評価学会秋季全国大会・共通論題5
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山谷清志
2. 発表標題 参加型評価と参加型予算 - ポピュリズムと18才選挙権 -
3. 学会等名 同志社大学政策学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山谷清志
2. 発表標題 市民参加と参加型評価のフロンティア - 参加型予算の可能性 -
3. 学会等名 日本評価学会春季第14回全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Tokuko Munesue
2. 発表標題 Nuclear Disaster Management and Human Rights: Human Rights Guidelines to Protect Nuclear Disasters' Affected Persons
3. 学会等名 Law and Society Association 2017 Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山谷清志
2. 発表標題 研究開発政策の評価とガバナンス - アカウンタビリティの視点から -
3. 学会等名 日本評価学会第18回全国大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 マーク・オースティン・ウォルターズ著、寺中誠監訳、福井昌子訳	4. 発行年 2018年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 429
3. 書名 ヘイトクライムと修復的司法－被害からの回復に向けた理論と実践	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	山谷 清志  (Yamaya Kiyoshi)  (90230599)	同志社大学・政策学部・教授   (34310)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	寺中 誠  (Teranaka Makoto)  (60648723)	大阪経済法科大学・公私立大学の部局等・研究員    (34427)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 国際人権シンポジウム「『ビジネスと人権』における国内人権機関の役割と実践」	開催年 2020年～2020年
---	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関